明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

1　固定資産売却益			
（）・・・・・・・・・・・・・・	×　×　×		
（）・・・・・・・・・・・・・・	×　×　×	×　×　×	
2　前期損益修正益	×　×　×	×　×　×	
3　その他の特別利益			
（）・・・・・・・・・・・・・・	×　×　×		
（）・・・・・・・・・・・・・・	×　×　×	×　×　×	×　×　×
Ⅳ　特別損失			
1　固定資産売却損			
（）・・・・・・・・・・・・・・	×　×　×		
（）・・・・・・・・・・・・・・	×　×　×	×　×　×	
2　減損損失			
（）・・・・・・・・・・・・・・	×　×　×		
（）・・・・・・・・・・・・・・	×　×　×	×　×　×	
3　災害による損失			
（）・・・・・・・・・・・・・・	×　×　×		
（）・・・・・・・・・・・・・・	×　×　×	×　×　×	
4　前期損益修正損	×　×　×	×　×　×	
5　その他の特別損失			
（）・・・・・・・・・・・・・・	×　×　×		
（）・・・・・・・・・・・・・・	×　×　×	×　×　×	×　×　×
税引前当期純利益（損失）金額			×　×　×
法人税等			×　×　×
・・・・・・・・・・・・・・・・・			×　×　×
法人税等調整額			×　×　×
当期純利益（損失）金額			×　×　×

注　記

親会社及び支配関係を持っている法人との営業取引による取引高 千円

（記載上の注意）

1．株式会社以外の卸売業者にあっては、上記様式に準じて作成すること。

2．附帯業務及び兼業業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。

3．受託物品の受領後卸売業者の責に帰すべき事由により生じた損失は、受託品事故損勘定で処理し、買付品の売上値引は商品売上高から控除する形式で処理すること。

4．損益計算書の総売上高及び総仕入高の記載に当たっては、内部売上高又は内部仕入高を控除すること。なお、期末たな卸高の記載に当たっては、内部取引によって生じた利益を控除する